

報告第 8 号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|------------------|---------------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年4月8日（月）午前10時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 岬町深日773番地の1付近 |
| 3 | 損害賠償及び
和解の相手方 | 岬町
個人 |
| 4 | 事故の概要 | 岬町灰吹池運動広場の桜枝の剪定時に誤ってケーブル線を切断した。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 対物損害賠償 31,680円 |

（理 由）

本件は、町長の専決処分事項の指定（平成18年3月23日議決）に定める町長において専決処分することができる事項（1件50万円以下において、法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。）に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月23日専決

岬町長 田 代 堯